

第11回 岩内町地域公共交通活性化協議会 議事録

議 事 内 容

14:30 開会

(会長)

本日は、ご多忙のところご出席を賜りありがとうございます。

先ほど事務局方からも御紹介のありましたが、本年3月24日付けで副町長ならびに当協議会の会長に就任いたしました猪口でございます。前任の小熊同様よろしく願いいたします。

また、先程4月の人事異動等で変わられた協議会委員の方々に委嘱状を交付させていただきました。改めましてひとつよろしく願いを致します。

さて、この協議会も第11回目を開催する運びとなりました。バス事業者さん、後志総合振興局さん、札幌運輸支局さん、また千葉先生におかれましては遠路からお越し頂き、心より御礼を申し上げます。

本日ご出席頂いております、各委員におかれましては、日頃から本町の「まちづくり」に多大なお力添え、ご理解をいただいております、さらには貴重なお時間を割いて当協議会に参加いただいておりますことに改めて心より御礼を申し上げます。

昨年度、コミュニティバスの実証運行を秋と冬の2回実施をし、コミュニティバスの利用状況や住民ニーズ、課題等を取りまとめ、本年3月30日に岩内町地域公共交通網形成計画を策定いたしました。

本年は、この計画を踏まえたコミュニティバスの本格運行につきまして後ほど**議案第2号**でご提案申し上げますが、本年10月を目途に実施をしたいと考えております。岩内町内における移動の足として、また、町民の方々にも愛される公共交通とするよう努力して参りたいと考えております。

本日、限られた時間ではございますが、委員の皆様には各種のご意見等をいただきながら本日の会議を進めて参りたいと考えておりますので、ご審議の程よろしく願い致します。

以上簡単ではございますが、開会にあたっての挨拶にかえさせていただきます。よろしく願いいたします。

(事務局員)

ありがとうございます。ここで議事に入る前に配付資料の確認をさせていただきます。

お手元の資料ですけれども、まず1枚モノの配席図、続いて同じく1枚モノの出席者名簿、続いて会議次第を表紙とした議案こちらは9ページまでとなっております。

最後にコミュニティバスのルート図1枚モノA4横になります。以上4種類資料となります。資料に不足がございましたらお知らせの方よろしく願いいたします。

次に**会議次第の3**からは、議長であります猪口会長に議事を進めていただきたいと存じます。よろしく願いいたします。

(会長)

はい、それでは座ったままで失礼をさせていただきます。

まず、本日の協議会ですが、全委員26名中、岩内商工会議所の美ノ谷委員また岩内町身体障害者福祉協会の前田委員の2名が欠席しておりまして、代理出席を含めまして現在24名の委員に出席をいただいております。規約に基づいて会議が成立していることを報告させていただきます。

それでは議事に入りますが、まず**会議次第の3**、報告事項ですが**報告第1号**から**報告第4号**まで関連がございますので4件一括で事務局の方から説明をお願いいたします。

(事務局長)

はい、私の方から説明させていただきます。座って説明させていただきたいと思います。

まず、1ページをご覧ください。b>報告第1号は岩内町地域公共交通活性化協議会委員の変更についてで、次のとおり変更となりましたのでご報告いたします。

先程、副町長より委嘱状の交付がございましたけれども、改めてご紹介させていただきたいと思います。

お名前をお呼びしますので、簡単に自己紹介の程よろしくをお願いします。

まず、計画を策定する町で3月24日付けで副町長に就任いたしました、岩内町の猪口副町長です。

(会長)

よろしくをお願いいたします。

(事務局長)

同じく、計画を策定する町で4月1日付けで内部の人事異動がございました。老田民生部長です。

(委員)

老田でございます。よろしくをお願いいたします。

(事務局長)

佐藤企画経済部長です。

(委員)

佐藤です。どうぞよろしくをお願いいたします。

(事務局長)

次に、道道を管理しております北海道後志総合振興局小樽建設管理部共和出張所 飯沼所長です。

(委員)

飯沼でございます。今年の9月1日付けで異動となりました。前任は、函館にいました。よろしくお願いいたします。

(事務局長)

次に、公安委員会で北海道札幌方面岩内警察署交通課 藤本課長です。

(委員)

藤本です。よろしくお願いいたします。4月1日付け異動となりました。前任は、道本部の運転免許試験課という所にいました。よろしくお願いいたします。

(事務局長)

次に公共交通事業者で北海道中央バス株式会社真栄営業所 荒井所長ですが、本日所用によりまして北海道中央バス株式会社真栄営業所 栗城様が代理出席しております。

(委員代理)

中央バスの栗城と申します。よろしくお願いいたします。

(事務局長)

議案書、次のページ、2ページをご覧ください。学校関係では岩内長小中学校校長会 廣崎会長です。

(委員)

廣崎でございます。よろしくお願いいたします。

(事務局長)

同じく学校関係で、北海道岩内高等学校 佐藤校長です。

(委員)

佐藤です。どうぞよろしくお願いいたします。

(事務局長)

同じく学校関係で、今月6日に岩内長PTA連合会会長に選出されました、福田会長です。

(委員)

福田でございます。よろしくお願いいたします。

(事務局長)

次に、国の機関で国土交通省北海道運輸局札幌運輸支局 中山首席運輸企画専門官です。

(委員)

中山と申します。よろしくお願ひします。

この4月に札幌運輸支局にきまして、前任は函館の方で3年間、同じ輸送・監査担当の首席をしておりました。今後ともどうぞよろしくお願ひいたします。

(事務局長)

以上、よろしくお願ひいたします。

引き続き、報告第2号をご説明しますので3ページをご覧願ひます。

報告第2号は、第10回 岩内町地域公共交通活性化協議会の結果についてであります。

第10回目となります協議会を平成28年3月18日(金)10時30分から岩内町役場庁舎2階会議室を会場に協議会委員26名中20名のご出席をいただき、協議会を開催させていただいております。

報告事項では、第9回 岩内町地域公共交通活性化協議会の結果について、冬期の実証運行の結果について、の2点をを報告させていただいております。

また、議題におきましては、議案第1号として岩内長地域公共交通網形成計画素案の案について了承をいただきました。

議案第2号では、次年度の予定についてご説明させていただきました。その中で、委員の方よりルート等に関しまして話し合う場をを設けてはいかがかとご意見をいただいております。

私ども事務局といたしましては、4月に入ってからですけれども住民代表の委員様とで、個別に意見交換をさせていただいている所でございます。

次のページ、4ページをご覧願ひます。報告第3号は、平成27年度事業報告についてであります。平成27年度に開催した会議につきましては、第6回から第10回の5回開催させていただいております。日時、議事内容につきましては記載のとおりでございます。

5ページをご覧願ひます。試験的に車両を走らせる実証調査の実施につきましては、秋期と冬期の2回実施しております。

①の秋期の運行につきましては、10月5日(月)から11月4日(水)の31日間、1日10便で運行し、延べ乗車数で2,033人のお客様に乗客していただいております。

②として冬期運行につきましては、本年の2月8日(月)から3月9日(水)の31日間、1日8便で運行をし、延べ乗車数2,663人の方々に乗っていただいております。

また、岩内町地域公共交通網形成計画の素案作成につきましては、第10回の協議会におきまして皆様方により計画素案の了承をいただき平成28年、本年の3月30日に国土交通大臣および総務大臣の方に報告しております。

次のページ、6ページをご覧願ひます。報告第4号は、平成27年度 会計検査、会計決算および監査報告についてであります。岩内町地域公共交通活性化協議会 財務規定第9条に基づき、平成27年度当協議会の歳入歳出決算を次の通り承認を求めます。

財務規定第9条では、会長は毎年会計年度を速やかに協議会の決算を調整し、協議会の承認を得なければならないとしており、同条第2項で承認を得るにあたっては規約第6条の規定に定められた監査を受け、その結果を添えなければならないと定めております。

また、監事は協議会の会計監査を行い、会計監査の結果を会長に報告しなければならないとしております。

次の7ページをご覧ください。別紙としまして、5月9日、社会福祉協議会事務室におきまして、本間監事、福嶋監事立ち会いのもと会計監査を実施させていただいており、同日5月9日付けで協議会会長宛に適正かつ正確に処理されてる旨の報告書をいただいております。

恐れ入ります。前のページ、6ページにお戻り願います。下段にございます歳出の支出済み額から説明いたします。1款運営費1項1目会議費で、アドバイザーへの謝礼、会議等のお茶購入で126,762円の支出、同じく2項1目事務費で、事務局の旅費や消耗品代等、主に実証運行に伴う広報いわないの印刷、及びルート図の印刷料として400,374円の支出、2款事業費1項1目事業費で、公共交通網形成計画素案作成業務委託料3,715,200円、秋季実証運行業務委託料1,473,600円、冬季実証運行業務委託料1,312,140円、その他としましては、実証運行で使用した燃料費で224,384円、計6,725,324円の支出、3款予備費の支出はございません。歳出は、合計で7,252,460円の支出となっております。

次に歳入をご説明いたします。1款負担金1項1目負担金で、岩内町からの負担金4,497,399円、2款補助金1項1目補助金で、国土交通省地域公共交通確保維持改善事業費補助金2,755,000円、3款繰越金1項1目繰越金で、平成26年度会計からの繰越金が6円、4款諸収入1項1目諸収入で、預金利息が55円、歳入は、合計で7,252,460円の歳入となっております。

一番下に記載しておりますが、収入済み額 7,252,460円に対し、支出済み額 7,252,460円で、平成28年度会計への繰越金は0円となっております。

以上で、**報告第1号から4号**までの報告を終わります。

(会長)

はい。ただいま事務局の方から4件報告がございましたが、この件につきまして何かご意見や確認しておきたい事等はございますでしょうか。

よろしゅうございますか。報告事項なので事実関係の確認ということになるかと思いますが、特段なければ報告事項4件とも確認ならびに承認されたということで次に進めたいと思います。よろしゅうございますか。

(全体)

～なし～

(会長)

はい、ありがとうございます。

それでは次に、**会議次第の4**の議題の方に進みたいと思います。まず、**議案第1号**平成28年度 協議会予算案について事務局より説明をお願いします。

(事務局長)

8ページをご覧ください。議案第1号は、平成28年度 岩内町地域公共交通活性化協議会予算案についてであります。

岩内町地域公共交通活性化協議会財務規定第2条の規定にもとづいて、次のとおり提案いたします。

最初に、歳入をご説明させていただきます。1款負担金1項1目負担金は、岩内町からの負担金154,000円の計上、2款補助金1項1目補助金及び3款繰越金1項1目繰越金は0円、予算計上なしという形になっております。4款諸収入1項1目諸収入で、預金利息として1,000円の計上であります。

次に、歳出をご説明いたします。1款運営費1項1目会議費は、アドバイザーへの謝礼、会議のお茶等の購入として111,000円の計上、2項1目事務費で、事務局の旅費や振込手数料等として43,000円の計上、2款事業費1項1目事業費は0円、予算計上なし。3款予備費1項1目予備費で1,000円の計上。

以上、歳入・歳出とも155,000円の計上であります。

なお、当初予算としてこちらに計上している部分でございますけれども、協議会の開催にかかる費用及び事務局の出張旅費等についてのみとなっております。本格運行に係る普及啓発等の予算につきましては、岩内町議会にて補正の議決をいただいたのち、岩内町地域公共交通活性化協議会財務規程第3条に基づき、当協議会において補正予算案を提示させていただきますたく存じております。

以上で説明を終わります。

(会長)

はい、議案第1号平成28年度協議会の予算案の説明がございました。

昨年の予算にくらべると、大幅に減っていると。これについては、先程も報告のあったとおり、28年度については、計画が終了したと。

また、実証運行も27年度は終了したと。こういった関係で協議会の会議関係の経費が主なものということで、大幅に減ってはいますけれども、この予算案について何かご意見ご質問等ございませんでしょうか。

(全体)

～なし～

(会長)

それでは、平成28年度この予算案で決定をいたします。よろしく願いいたします。

では次に議案第2号、本日のメインになろうかと思いますが、議案第2号コミュニティバス運行事業について、説明、事務局から説明をお願いします。

(事務局長)

9 ページをご覧ください。

議案第 2 号は、コミュニティバス運行事業についてであります。

1. 運行開始予定日につきましては、許認可の関係でスタートの時期が遅れる可能性もございますけれども、私どもとしましては、本年 10 月に運行開始を目標に手続き等を進めていきたいと考えております。

2. 運行日でございます。運行日は、通年運行を予定しております。

ただし、正月の三が日ですとか、日曜日等の運行につきましては、運行する事業者とも相談させていただきながらですね、ダイヤを組んで参りたいと考えております。

今、事務局、私どもだけの方で考えている部分でございますけれども、事務局で検討しているのは、正月の元旦については運休すると、そして、1 月 2 日、3 日、そして日曜日、祝祭日に関しましては、従来、夏は 10 便、冬は 8 便という形で運行させていただいておりますけれども、減便したダイヤでも良いのかなという風に考えております。

また、通常の日でございますけれども 2 回の実証運行の利用状況を踏まえながらですね、ダイヤを組む必要があると考えておまして、時間帯によってはですね、ダイヤを統合するといったことも考えておりますので、引き続き事務局の方で検討して参りたいという風に考えております。

3 番目の運行形態でございます。コミュニティバスの運行方法につきましては、道路運送法第 4 条に基づく「一般乗合旅客自動車運送」の運行とし、運行管理体制が確立し、4 条運行に基づく資格を持っている交通事業者と町で協定を締結し、そして料金を頂き、時刻・ルートを定めた「定時定路線型（バス停設置型）」の運行で実施したいと考えております。

4. 運賃及び時刻等についてであります。運賃、ルート、ダイヤにつきましては、運行事業者との協定を締結したのち、運行事業者と協議のうえ決定したいと考えております。

別紙のルート図、A 4 の一枚モノでございますけれども、別紙の岩内町コミュニティバスルート図をご覧くださいと思います。今、事務局の方で検討しているルート図です。冬で走りましたルートと若干ルートを変更させていただいております。

まず、右上の方で①で青く丸を囲っている部分でございますけれども、点線が冬に走った路線で実線で緑で書いてある所が、私ども事務局で検討している路線となっております。

①の部分につきましては、大浜団地の部分から「臨港道路 海岸通り」を走ってですね、民宿太平さんを過ぎてから壁坂に上って東山といった形で走行しては参りましたが、冬季実証運行でこちらのルート、点線がかかっているルートですけれども、ほとんど利用がなかったと、そういった結果が出ておりますので、その結果を踏まえてですね、今回ちょっとルートを変更して、民宿太平さんの手前から左折してですね、一八興業さんの前を通過して、あかしあ公園の前を通過すると、そして清寿司本店交差点から東山へ向かうルートを検討しております。

それから、もう一ヶ所、そちらも①からちょっと右の方に②という青い囲みがあったと思いますけれども、もう一ヶ所の部分につきましては、東山団地からみどりヶ丘団地に向かうルートですけれども、これまでのバス停はですね、赤点線でも記載しているとおり高井燃料店の方の道路に設置しておりましたけれども、ここにつきましてはあまり乗降者数がなかったといった形になってますから、一本ですね、またちょっと曲がってですね、みどりヶ丘団地という公営住宅があるんですけれども、その公営住宅と公営住宅の間の道路を走行するルートで検討しております。

また、前回の協議会で、バスルートやバス停の位置に関して話し合う場を設けてはといった委員からのご意見を頂戴しております。今、提示させて頂いているルートにつきましては、協議会メンバーであります住民代表の方々と個別個別に意見交換をさせて頂きながら検討させて頂いているということをご報告させていただきたいと思います。

それと、ルート、停留所、運賃につきましては、最終的には運行事業者が決定し、運行事業者が北海道運輸局の方へ申請するといった形になって参ります。

一番ここがキーポイントになるかと思うんですけれども、料金の部分でございます。

料金につきましては、試験運行の場合100円を頂戴しておりましたけれども本格運行となりますと他の路線の初乗り料金の関係そういった事もございます。そういった部分でバランスのある料金体系は必要かなという風に事務局では考えております。

ちょっとペーパーにはしていないんですけれども、事務局としましてはですね、他の路線の初乗り運賃でございますけれども、例えば雷電線、寿都方面に行くバスに乗るとですね、初乗りが170円で、バスターミナルから島野郵便局までが170円の料金となっております。

また、高速いわない号の部分につきましては、バスターミナルから東山までが初乗り190円。そして、町内を走っております円山線でございますけれども、円山線につきましては初乗りが170円で東相生団地入り口までが初乗り170円となっております。

そうした各バス会社様のバス料金と比較すると、事務局としては試験運行の場合は100円という料金を頂戴しておりましたけれども、こういった他の路線とのバランス等を考えますと150円ぐらいがバランスある料金とかなという風に私どもの方で今、検討しているところであります。

今、申しあげました料金ですとか、ルートですとか、そういった部分につきましては、本格運行する際、料金、ルート、バス停の位置、ダイヤ等につきましては、今後、国土交通省の方に運行計画として申請しなければなりませんので、次回予定しております協議会の中でお諮りさせていただければと思います。

以上でございます。

(会長)

はい、今年の秋に本格運行を予定して、色々法律関係がございますので、免許の関係で若干前後するかもしれませんが、基本的には10月ぐらいから、10月から開始できればと言うことで、ご説明がございました。

これにつきまして何かご意見等あるいは、ちょっと疑問な点等ございましたら・・・、はい、どうぞ。

(委員)

運行車両はどういう車両を使うか。それとですね、このコースの中に西宮園ですけれども軽自動車は2台交差できない道路も入っています。この部分を前回、個人的に来た時には言ったのですが、これをコミュニティバスが走るというのは、ちょっと疑問があります。

それと、もう一点。これは、要望ですけれども病院が休みの日は運行しないで頂ければと。これは要望です。

はい、以上です。

(会長)

事務局の方はどうですか。あの要望一点と、質問の方で運行をする車両の関係、それから西宮園の方の狭い所が心配されるということで運行上どうなのか二点。

(事務局長)

はい。二点のご質問でございます。

まず、一つ目の運行する車両でございますけれども、今、事務局としましては、本年3月に策定しました交通網形成計画の中でですね、岩内町コミュニティバスの運行ということで、ちょっと記載させていただいてはいるのですが、岩内町の方でバスを購入しようと考えてございます。そのバスにつきましては、やはり体の不自由な方々また民家等にすっと入っていけるような、車椅子ですとかベビーカーをご利用されている方もですね、利用していただきたいという考えからユニバーサルデザインの国土交通省の認定しております標準仕様のノンステップバスを購入しようとしております。

また、このノンステップバスでございますけれども、やはり岩内町のある程度そういった、先程言った西宮園の狭い所とかそういった所を走るものですから、やはり車両の長さというのが当然ポイントとなってきております。

今、購入しようとしているのが、全長7m、実際、今回、実証運行で走らせていただいたバスぐらいの長さのノンステップバスそういう風になりますと、今、日本で作っている車両が、ある程度限定されてくると。町としましては、日野自動車のポンチョを導入していきたいとそうように考えております。

それから、二点目の西宮園地区での車両がなかなか交差できないと言ってる所でございます。確かに、こちらにつきましては、私どもも西宮園郵便局から下りてくる所だと思っておりますけれども、そちらの方は確かに道路が狭い状態でなかなか交差するのが難しいと考えております。

しかし、岩内町のこの道路整備状況もしくは住宅の張り付け状況等を考えますと、やはりここはちょっと走って行かないと周遊ができないのかなと、逆にここを真っ直ぐ行って神社の所の三叉路を行くとなるとですね、あそこはちょっと見通しも結構悪いところでございますし、そういった中で事務局としては、前回同様のルートと、西宮園地区に関しては、前回と同様のルートとしている所でございます。

そして最終的には、こういったルート案をもって運転されるバス事業者さんと再度協議させていただきながら次回の協議会の中でルートそしてバス停の位置ですとか、また改めてお諮りさせていただければと思います。

このルートは私ども事務局としても非常に頭の痛い所だったんですけども、実際、2回実証運行させていただいた中でバスの運転手さんからも確かにここは狭いけれども、そんなに交通量がなくてですね、そしてまた、バスが走る事によって譲り合いというのでしょうか、譲っていただいているといったお話も聞いてございますので、ここら辺は十分な安全な運行をしながらですね通行していきたいという風に考えております。

以上です。

(委員)

バスが走る路線で軽自動車は交差できないと、そこを通る。

確かにそこを通ると良いのかもしれませんが、ちょっとそれは無理があるんじゃないかなと、私は思います。

(会長)

委員からのちょっと心配だという、タクシー事業者ですけども経験からのご意見だと思います。

昨年の冬の実証運行もこのルートで通ってはいますけれども、再度委員からのですね、懸念の点も踏まえながらですね、バス事業者が徹底するあたりには、その辺の安全面上も十分どうなのかということもよく協議しながらですね、最終ルート決定の参考にしていきたいと思います。ひとつよろしくお願ひしたいと思います。

その他、何か皆さんの方からご意見、ご質問等ございませんでしょうか。

(委員)

この協議会は、道路管理者の方も参加されてますので、ルート決定にあたっては、おそらく大半のルートが路線延長の手続きが必要になると思いますので、その際にこちらの方で道路管理者に対して交通安全上と道路管理上の意見照会ですね、あと、警察の方には交通安全上の意見照会というものを行って、運行に支障がないという判断がでないかと認可をすることができませんので、ルート設定にあたってはその辺の事務手続き的な部分ですね、ここを考慮した上で、事前に確認した上でルートを決定していただかないと申請後に道路管理者から道路管理上問題があるですとか、あるいは通行にあたって車両制限の関係でポンチョだと難しいという話になってくると色々と支障がでてきますので、今まで実証運行という形でやっていますので正規の運行ではないので、その点を加味していただいて事前調整を充分図っていただきたい。

(会長)

はい、貴重なご意見ですけれども、事務局の方はいいでしょうか。

法律的な事務手続きが色々でてくると思いますが、その辺を充分、事務局の方でも勘案しながら手続きをふんでいきたいと思っています。

そのほか、皆さんの方からございますでしょうか。

(委員)

前任の者から聞いたんですけど、バス停については実証の時は簡易的なバス停ということだったんですけど、本格運行の時にはきちんとコンクリートの台座のバス停を設置していただけるのか。それと、バス停を設置すれば当然その前後というのは、駐停車禁止になりますので、その付近の住民の方も、例えば日中とかであれば一切駐められません、停止もできませんよという事になりますので、その辺については、住民の方の意見も大丈夫なのかということの二点ですね。確認したいと思います。

(事務局長)

はい、今二つほどご質問がございました。

まず、一点目でございますけれども、バス停留所の部分につきましては、普通のバス事業者さんが今もたれているバス停のような石の台座に置いてですね、上にジュラルミンの看板の様な物をつけると、そういったもので今考えております。

そして、また基本的には現在あるバス事業者さんが使っているバス停をですね、そういった部分を中心にしながらまずは設置させていただきたいと、そして町の中に入ったそれ以外の路線につきましては、前回重々交通課長さんからお話いただいておりますので、その部分は今後バス事業者さんが、運行する事業者さんが決まってですね、再度返答させていただきますながら申請等をさせていただきたいという風に思っております。

(委員)

わかりました。

(会長)

そのほか、何かございますか。

それでは、以上を踏まえてご意見を頂戴したいと思いますので、よろしく願いいたします。

(副会長)

これまでの実験を踏まえて、これから実証運行と通常の運行ということになるわけでございますけれども、今何人か委員さんからご指摘がありました様にですね、運行上の技術的な課題、これはある程度もう一度チェックをして支障がないかどうかという確認はする必要はあるだろうと思います。これは、是非やっていただきたいということと、あと私の方から申し上げたいのはですね、運行ではなく運営上の課題といったようなものも合わせて留意しておく必要があるだろうということでございます。

運営上の課題とは何かということですね、これはあくまでも移送サービス、ビジネスを展開するという側面を持つわけですね。しかもそれが、持続可能なやり方で、「やってみました、はい、駄目でしたからすぐ辞めます。」ということではなくて、ひとつの市民生活に対する移送サービスを継続的に展開をするのだと、ここが非常に大事な訳でございまして、いわゆる一般的にサステイナブルな方策という具合に言われてますが、これはですね、まずは事業の収支が上手くとれるかということが一つですよね。ビジネスですから、ですからその辺をじゃあどう考えるかということ。

他地域でよく見られる例はですね、今回これはコミュニティバスという表現になっていますが、コミュニティバスという定義は実に様々でございまして、これでなければならぬという定義は今の所はないですが、大体はですね今回計画されてるような小型の車両で小回りのきく形で移送サービスをする、それが今のごくごく一般的な概念ですね。

ただ、地域によってデマンド型とって必ずしも全部のバス停に停まるわけではない。

リクエストのある時だけ停まるとかですね。定時定路線ではないという形もあるわけです。むしろそっちの方が多いかもしれません。何が言いたいかということですね、そのような通常の一般の路線事業とは別な形態で、きめ細かな移送サービスの展開をするバス。大体はそういうことです。

そうすると、今回と同じようにその地元の自治体さんが経費の大部分を負担するという形で、辛うじて運行しているという実態なんですね。これがまず、現実としてはそういった事だと思っています。そうしますと、他所の地域でよく見られるようにコミュニティバスってというのは、とにかく利用しやすいように料金を安く設定しますので、コミバスの走っていない他地域からうちにも走らせてくれと、どんどん拡げてくれと、そういう要望が出がちなんですね。そうすると、それがどんどん広がっていきますと、一方で通常の営業が成り立っている路線バス事業者さんのお客さんを奪うことになりますから、そちらの方が今度は経営的に大変になっていくと。事態が進んでいきますと、路線バス事業者さんがバス路線を廃止しますということになりますね。そうすると、自治体さんの経費で運営している、いわゆるコミュニティバスの範囲がどんどん増えていって、自治体さんの負担がどんどん増えていくと、そういう事にもなりかねない。そこの所のバランスをどういう具合に上手くとるかということなんですね。

私ども、こういう交通上のバス事業の学会でも議論はしてございますけれども、学会の中で何回か指摘があるのはですね、あまり一方的なそのエリアの拡大をして通常の路線バス事業に、ビジネスに支障が出るような、そのやり方はやっぱり正しくないのではないかと、そういった意見が強く出ている所もございます。

それから、もう一つはですね、せっかくそうはいっても、コミュニティバスというネットワークの良い極めて小回りのきくサービスというものが期待されている訳でございまして、私どももいくつかの所でお手伝いしてございますけれども、今回は道路上での乗降ってことが前提で、こういうプラン組まれてますけれども、これから先どういう案がでてくるのか分かりませんけれども。

例えば多いのがですね、病院の玄関先まで横付けしてくれといった要望がよく出てきます。おそらく、かなりまたサービスとして質が高いサービスとなりますし、利用者にとっても利便性の高いという、これは非常に有り得ることなんですね。ほとんどの所でそういった事をやっているということでございます。今回は、病院では玄関先までということがありますが、今いろんな所で、病院だとか、商業施設だとか、大型スーパーさんだとかいろんな所にそういう事の REQUEST がでてくるということがよくあります。その辺の所を将来緩和しながら、なおかつ運営上、経営上のバランスをどうとっていくか。これは非常に難問です。

ただ、手がないわけではございません。運営者側が腹を決めればある程度の事はできます。もっと具体的にいえば、よその地域でやってることは、商業施設の玄関先につけましよう、病院さんにもつけましよう、その代わり運営の助成をしてくださいよ、と。そのような事は有り得ることとして、他地域ではやっている訳ですね。将来的にはそのような事があれば柔和になってもおかしくはありません。

そのような事も含めて、折角スタートするわけですから、持続的に長期的に市民が喜ぶような移送サービスとして定着をさせるということが一番でございまして、息長くですね、マネジメントすることを心がけていただくのが宜しいかなと思います。

以上です。

(会長)

はい。ありがとうございました。

他にご意見ご質問はないようですので、次に進みたいと思います。

それでは、**会議次第の5** その他でございまして、事務局の方から何か連絡事項等ございますでしょうか。

(事務局長)

はい。事務局より一点ございます。

次回の協議会の日程でございます。次回の協議会ですけれども、6月中に開催させていただきたいと考えております。6月に開催する協議会につきましては、内容としましては本格運行に係る運賃、ルート等、事業運営に関する計画素案の協議等を予定しております。

日程等、決定しましたら改めて事務局よりご案内させていただきたいと思っております。

事務局からは以上でございます。

(会長)

はい。これで本日予定の案件はすべて終了いたしましたけれども、全体を通じて皆さんの方から改めて特に何かございませぬか。

ないようですので、第11回目の協議会、これで終了します。

次回日程が決まりましたら、ご連絡いたしますので、ひとつよろしく願いいたします。

本日はどうもありがとうございました。

15:20 終了

